

IV-1

携帯電話やパソコンに請求メール 不当・架空請求？



不当・架空請求は振り込み詐欺の一種です。

不当請求 (アダルトサイト)

・広告メールが届いたので試しにのぞいてみたら、突然登録になり、高額な登録料が請求された。

<p>1</p> <p>おもしろそうなアダルトサイトだ、ちょっとだけ見よう「クリック」</p>	<p>2</p> <p>登録完了、あなたの「個人識別番号」を登録しました。入会金 5,000円を3日以内に入金下さい</p>	<p>3</p> <p>期日を過ぎると延滞金や、調査費も一緒にこちらから回収に行きます。</p>
---	--	--

架空請求

・全く利用した覚えのない有料サイトの利用料金が請求された。

<p>1</p> <p>メールだ、なんだろう？</p>	<p>2</p> <p>「古いサイトの無料期間が過ぎています。退会手続きや相談はこちらから」</p>	<p>3</p> <p>使った覚えはないけどちょっと確認してみよう「クリック」</p>	<p>4</p> <p>退会請求金額 20,000円 〇月〇日までに振り込んで下さい。</p>
-----------------------------	--	---	---

不当請求・架空請求にあったら

Point ポイント



- ・ 契約成立とはいえないので支払う必要はありません。無視してください。
- ・ 相手に絶対連絡してはいけません。連絡することで相手に電話番号、メールアドレスなどの個人情報を教えることになり、さらに支払いをするように誘導されます。
- ・ 1度支払えば、多くの請求を受けるようになり、被害が大きくなります。
- ・ パソコン上で請求画面が表示され削除出来ない場合は、ウィルスに感染させられているので、システムの復元を自己責任で行ってください。

(「独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA)」のHPを参照)



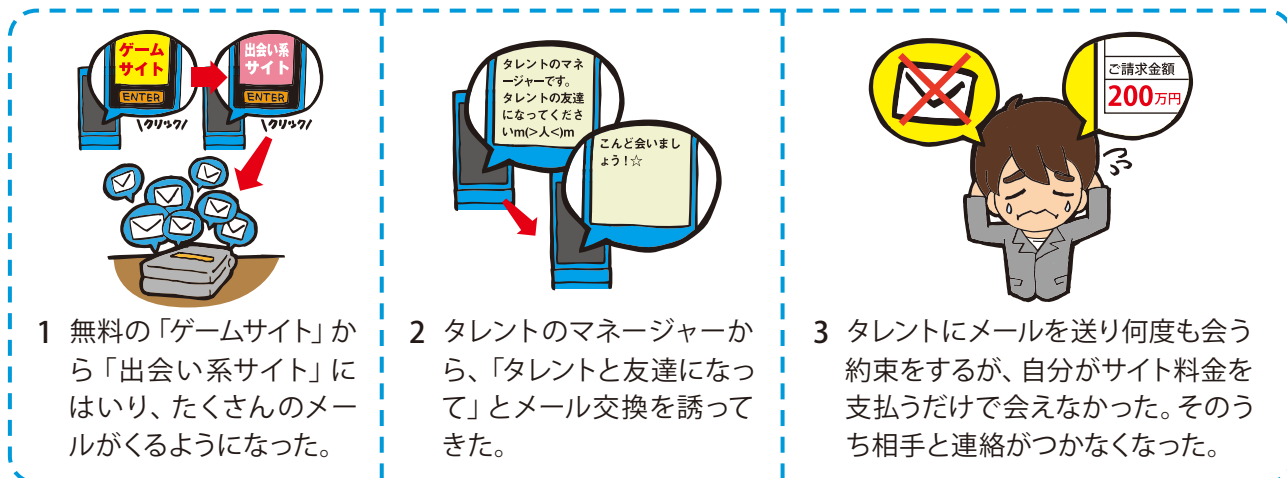
(知識)

有料情報提供サービス(サイトの利用)は「通信販売」に当たります。利用規約をよく読んでから契約(登録)するようにしてください。

ネット契約では、事業者が注文確認画面などを設けて、消費者が注文を再確認したり、訂正できる措置を取らなかった場合には、錯誤(操作ミスなど)による無効を主張できると定めているので、突然登録された場合は、錯誤による無効を主張できます。

IV-2 インターネットのトラブル

① 出会い系サイトのトラブル



The illustration is divided into three panels. Panel 1 shows a 'ゲームサイト' (Game Site) with an 'ENTER' button and a '出会い系サイト' (Dating Site) with an 'ENTER' button. A red arrow points from the game site to the dating site, and a stack of mail icons is shown below. Panel 2 shows a 'タレントのマネージャー' (Talent Manager) with a speech bubble saying 'タレントの友達になってくださいm(>人<)m' and another saying 'こんど会いましょう!☆'. Panel 3 shows a man looking distressed with a speech bubble saying 'ご請求金額 200万円' and a crossed-out envelope icon.

- 1 無料の「ゲームサイト」から「出会い系サイト」にはいり、たくさんのメールがくるようになった。
- 2 タレントのマネージャーから、「タレントと友達になって」とメール交換を誘ってきた。
- 3 タレントにメールを送り何度も会う約束をするが、自分がサイト料金を支払うだけで会えなかった。そのうち相手と連絡がつかなくなった。

※メールのやりとりで相手を信用させ次から次にポイントサービスを使わせ、高額な利用料金を払わせる、いわゆる「サクラ」を使ったと思われる詐欺です。

「資産家です。お金をあげます」「〇〇円当選しました」「開業医です、メールの相手をしてもらえればお礼をさしあげます」などと誘ってくる例もあります。



出会い系サイトでは「うそ」や「なりすまし」が簡単にできます。そこには悪意を持って「なりすます人」がいて、犯罪に巻き込まれるケースが跡を絶ちません。「お金をあげる」「利用料は私が払う」などの言葉を安易に信じてはいけません。

② あなたの個人情報は大丈夫？

個人情報を悪用した事件がおこっています。

「ブログ」「プロフ」「ツイッター」など自己紹介や自己PRを目的とした情報発信で安易に個人情報（氏名、住所、メールアドレスなど）や写真を載せると、トラブルに巻き込まれることがあります。

ネット上に自分の情報を公開したときから、不特定多数の人の目にさらされるということです。

また、「無料占いサイト」「無料懸賞サイト」などを利用するため個人情報を入力することも同様です。ネット上に安易に個人情報を入力しないよう、注意が必要です。



フィッシング詐欺

金融機関等を装い、メールで、銀行口座番号、クレジットカード番号、ID、パスワード、などの個人情報を巧みに詐取する犯罪です。

個人情報を入力させるようなメールを受信した場合は、メール本文にある「リンク先」をクリックせず、送信元に確認するなど十分注意してください。

V-1 地球温暖化対策 CO₂を減らす生活をしよう!

私たちは電気や石油などのエネルギーを消費し、便利で快適な生活をしていますが、その結果、地球温暖化の原因となる多くのCO₂を排出しています。

生活の中でCO₂を減らすためには、身の回りの省エネが大切です。

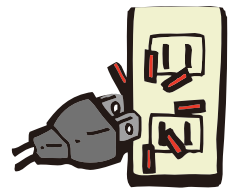
Point ポイント



生活の中での省エネ対策

① 電気の使い方で減らす

- 日常生活に必要な電気の多くを作る火力発電所では、石油や石炭が利用されています。
- ・使っていないときに電源プラグをコンセントからこまめに抜き、待機電力を減らす。
- ・冷房は28℃以上、暖房は20℃以下に設定する。
- ・必要のない電灯は消す。
- ・冷蔵庫にもものを詰めすぎない。
- ・洗濯はまとめてする。 など



② 水道の使い方で減らす

- 水道水の送水にはたくさんの電気が使われています。また、水をお湯にするのにも、ガスや電気を使います。
- ・シャワーは出しっぱなしにしないで、こまめに止める。
- ・ふろのお湯を再利用する。 ・水道の蛇口をきちんと閉める。 など



③ エコドライブでガソリンや軽油の使用を減らす

- ガソリンや軽油を自動車の燃料として使用するとCO₂が発生します。
- ・やさしい発進（ふんわりアクセル）と早めのブレーキ（アクセルオフ）
- ・アイドリングストップ など



(知識)

CO₂ 排出量はこれだけ減らせる!

CO₂の量ってどのくらい?
CO₂ 1gが
500ml ペットボトル 1本

<p>冷房の設定温度を 27℃から28℃に上げる →1世帯あたり 約12.7kg/年</p> <p>(杉の木1本)</p>	<p>暖房の設定温度を 21℃から20℃に下げる →1世帯あたり 約22.2kg/年</p> <p>(杉の木1本半)</p>	<p>家族全員がシャワーを 使う時間を1日1分減らす →1世帯あたり 約73.0kg/年</p> <p>(杉の木5本)</p>	<p>マイバッグをもち、 省包装の製品を選ぶ →1世帯あたり 約58.0kg/年</p> <p>(杉の木4本)</p>
---	--	---	---

(参考) 1世帯あたりの家庭でのCO₂排出量は年間約5,000kg。

★杉の木1本のCO₂吸収量は14kg/年です。

V-2 ごみの減量 買い物とごみでCO₂を減らす

わたしたちの日常の消費行動は、商品の生産・使用・廃棄を通して環境に負荷（影響）を与えています。環境のことを考えて買い物をすることが大切です。

ごみは、集める、燃やす、埋め立てるときにもCO₂を排出しています。また、レジ袋は、作る際にも、再生・廃棄する際にもCO₂を排出しています。

Point ポイント



環境を守る行動として、ごみを減量する取組「4つのR」でごみを減らす。

Refuse (リフューズ) 断る ごみになるものを家庭の中に持ち込まない。	・ レジ袋を断る。 ・ 不要な包装を断る。 ・ 不要なものは買わない。
Reduce (リデュース) 減らす ものを大切にし、ごみを出さない。増やさない。	・ 使い捨て商品は使わないようにする。(マイバッグ、マイはしを携帯する) ・ 食べ物を残さない。 ・ 壊れたものは修理して使う。
Reuse (リユース) 再使用 使えるものは繰り返し何度も使う。そのままの形で再利用する。	・ 牛乳びんやビールびんなど、再使用できる容器のものを利用する。 ・ 小さくなった洋服は、他の人に使ってもらう。
Recycle (リサイクル) 再生利用 使用できなくなったものを資源として再利用する。	・ 新聞紙や雑誌などの古紙のリサイクルに協力する。 ・ 資源ごみの分別を行う。



ごみの再生利用のためには、ごみの分別のルールを守ることが基本です。分別の方法は居住する市町などにより異なっているので、住まいが変わったときは、まず確認して、ルールを守って生活しましょう。



(知識)

買い物をするときは、環境への配慮を示すマークを確かめよう!

- エコマーク** 生産から廃棄に渡る全体を通して環境への負荷が少ないと認められた商品に表示
- グリーンマーク** 古紙を原則40%以上原料に使用した製品に表示。トイレトペーパー、ティッシュペーパーは100%、コピー用紙、新聞紙は50%以上
- 牛乳パック再利用マーク** トイレトペーパーやティッシュペーパーなど牛乳パック 再利用製品に表示
- ペットボトルリサイクル推奨マーク** 使用済みペットボトルからリサイクルされた衣料品、繊維製品などに表示

